

『鷺ガス電気』ご契約者さま

電気需給約款等の一部改訂について

(約款等の効力発生日：2022年4月1日)

2022年4月1日に、電気需給約款等の一部を改訂させていただきました。

なお、これらに伴い、お客さまに行っていただく手続き、ならびに『料金単価・割引単価』に変更はございません。

今回改訂させていただいた主な内容は、以下のとおりです。

① 電気需給約款

現行の電気需給約款は、合算（ガス・電気）メニューが適用されたお客さまの電気料金の支払方法および支払日について、『ガス供給約款』の条文をご覧ください形式になっており、その不便さを解消するため『ガス供給約款』の条文を電気需給約款【別表】1.に記載しました。

② 電気料金メニュー定義書（ずっと電気1・1S・2・3）

電気料金メニューの適用期間を、原則として『4月の電気計量日の前日（満了日）までとし、以後1年ごとに更新』としていたものを業務効率化のため『適用開始日から解約日または終了日まで』に変更しました。

③ 付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割（定額A・定率A））

付帯メニューの適用期間を、『付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は当該電気料金メニューの適用期間と同じ』としていたものを業務効率化のため『付帯する電気料金メニューの適用期間が終了する日まで』に変更しました。

④ 付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）

付帯メニューの適用期間を、『適用開始日から電気需給契約の適用期間が満了する日までのとし、以降の継続は当該電気需給契約の適用期間と同じ』としていたものを業務効率化のため『適用開始日から電気需給契約の適用期間が終了する日まで』に変更しました。

改訂の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご覧ください。

電気取次店	鷺宮ガス株式会社 〒340-0211 埼玉県久喜市上内 1005 TEL 0480-58-1301 受付時間：月～金 9:00～17:00（土日祝日除く）
小売電気事業者	東京ガス株式会社 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20

電気需給約款 新旧対照表

条文番号	変更前（2021 年 4 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
21.電気料金の支払方法および支払日	(1) お客様は、電気料金を毎月お支払いいただきます。お客様の電気料金のお支払方法および支払日は、別表 1(電気料金の支払方法および支払日)に定めます。 (2) 当社は、お客様にお支払いいただいた電気料金額に過不足があることが判明した場合、使用電力量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客様にお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期限日が到来する電気料金と精算いたします。（精算時に当該電気料金の支払い期限日が到来しているか否かを問いません。） (3) 合算メニューが適用されている場合、お客様は、支払義務発生日が同一の電気料金とガス料金をあわせて、(1)および(2)によらず、お客様のガス料金のお支払方法にて、毎月お支払いいただきます。お客様の料金のお支払い方法および支払日は、ガス供給約款 26（料金の支払い方法）、口座振替、クレジットカード払い、支払日は、27（料金の口座振替）28（料金のクレジット払い）によります。	変更	(1) お客様は、電気料金を毎月お支払いいただきます。お客様の電気料金のお支払方法および支払日は、別表 1(電気料金の支払方法および支払日)に定めます。 (2) 当社は、お客様にお支払いいただいた電気料金額に過不足があることが判明した場合、使用電力量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客様にお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期限日が到来する電気料金と精算いたします。（精算時に当該電気料金の支払い期限日が到来しているか否かを問いません。） (3) 合算メニューが適用されている場合、お客様は、支払義務発生日が同一の電気料金とガス料金をあわせて、(1)および(2)によらず、お客様のガス料金のお支払方法にて、毎月お支払いいただきます。お客様の料金のお支払い方法および支払日は、お客様に適用されるガス使用契約によります。ただし、料金の支払方法は、原則として、口座振替またはクレジットカード払いになります。 なお、ガス使用契約における料金のお支払方法および支払日は、別表 1（電気料金の支払方法および支払日）と同じです。
付則	1 本約款の実施期日 本約款は、2021 年 4 月 1 日から実施します	変更	1 本約款の実施期日 本約款は、2022 年 4 月 1 日から実施します。
別表	1 電気料金の支払方法および支払日	追加	2 電気料金の支払方法および支払日 電気料金のお支払い方法および支払日は以下のとおりとなります。ただし、お客様の電気の使用用途等により、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

条文番号	変更前（2021 年 4 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
		追加	(1) 口座振替 ① 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。 ② お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書よりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。 ③ 料金の口座振替日は、当社が指定した日とします。 ④ 料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。 ⑤ 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。 追加 (2) クレジットカード払い ① 料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替させる方法によりお支払いいただきます。 ② お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。 ③ クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされる日は、当社が指定した日といたします。 ④ 料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社が当社に対する立替払いを承認後、お客さまの早収期限日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

条文番号	変更前（2021 年 4 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
	お客さまは、電気料金を払込票による払込みの方法で支払われる場合は、当社が作成した払込票により、当社が指定した金融機関にてお支払いいただきます。その場合、払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものとします。		⑤ 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。 イ 新たに電気の使用を申し込まれたお客さまは、払込票による払込みの方法 ロ 既に当社の電気をお使いのお客さまは、クレジットカード払いの申し込み時点でご利用いただいている支払方法 （3） 払込み ① 料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社が作成した払込票により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。 イ 当社 ロ 当社が指定した金融機関 ② 料金を金融機関等に払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

電気料金メニュー定義書【ずっと電気 1】新旧対照表

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
1.実施期日	ずっと電気 1 の定義書は、2019 年 10 月 1 日より実施します。	変更	ずっと電気 1 の定義書は、2022 年 4 月 1 日より実施します。
7.適用期間	(1) ずっと電気 1 の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気 1 の適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する 4 月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。 (3) (2)に定める適用期間の満了に先だって、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ずっと電気 1 の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。 (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 ① 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。 ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。	変更 削除 削除	(1) ずっと電気 1 の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気 1 の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款 31 および 32 に定める解約日または終了日までとします。

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）																									
付 則	1. ずっとも電気 1 の定義書の実施に伴う切り替え措置 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに計量等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率 8 パーセントとし、本定義書の変更前の電気料金メニュー定義書【ずっとも電気 1】（2018 年 7 月 1 日実施）に定める料金表により算定します。	削 除																										
別 表	1. 燃料費調整 (3) 燃料費調整額の計算 ③ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。 ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間とします。 <table><tr><th>平均燃料価格 計算期間</th><th>燃料費調整単価 適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間</td></tr></table>	平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	変 更 追 加	1. 燃料費調整 (3) 燃料費調整額の計算 ③ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 A」欄に記載のとおりとします。 ただし、電気需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 B」欄に記載のとおりとします。 <table><tr><th>平均燃料価格 計算期間</th><th>燃料費調整単価 適用期間 A</th><th>燃料費調整単価 適用期間 B</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間</td></tr></table>	平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間 A	燃料費調整単価 適用期間 B	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間
平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間																											
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間																											
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間																											
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間																											
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間																											
平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間 A	燃料費調整単価 適用期間 B																										
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間																										
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間																										
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間																										
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間																										

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）				変更後（2022 年 4 月 1 日実施）		
		毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間		毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間	その年の 9 月の需給開始日 から 9 月の計量日の前日ま での期間
		毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 期間	その年の 10 月の計量日か ら 11 月の計量日の前日ま での期間		毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 期間	その年の 10 月の計量日か ら 11 月の計量日の前日ま での期間	その年の 10 月の需給開始 日から 10 月の計量日の前 日までの期間
		毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間	その年の 11 月の計量日か ら 12 月の計量日の前日ま での期間		毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間	その年の 11 月の計量日か ら 12 月の計量日の前日ま での期間	その年の 11 月の需給開始 日から 11 月の計量日の前 日までの期間
		毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 期間	その年の 12 月の計量日か ら翌年の 1 月の計量日の 前日までの期間		毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 期間	その年の 12 月の計量日か ら翌年の 1 月の計量日の 前日までの期間	その年の 12 月の需給開始 日から 12 月の計量日の前 日までの期間
		毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの 期間		毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの 期間	その年の 1 月の需給開始日 から 1 月の計量日の前日ま での期間
		毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの 期間		毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの 期間	その年の 2 月の需給開始日 から 2 月の計量日の前日ま での期間
		毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日ま での期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの 期間		毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日ま での期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの 期間	その年の 3 月の需給開始日 から 3 月の計量日の前日ま での期間
		毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日ま での期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日ま での期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの 期間		毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日ま での期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日ま での期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの 期間	その年の 4 月の需給開始日 から 4 月の計量日の前日ま での期間

電気料金メニュー定義書【ずっと電気 1 S】新旧対照表

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
1.実施期日	ずっと電気 1 S の定義書は、2019 年 10 月 1 日より実施します。	変更	ずっと電気 1 S の定義書は、2022 年 4 月 1 日より実施します。
7.適用期間	(1) ずっと電気 1 S の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気 1 S の適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する 4 月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。 (3) (2)に定める適用期間の満了に先だて、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ずっと電気 1 S の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。 (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 ① 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。 ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。	変更 削除 削除	(1) ずっと電気 1 S の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気 1 S の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款 31 および 32 に定める解約日または終了日までとします。

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）																									
付 則	1. ずっとも電気 1 S の定義書の実施に伴う切り替え措置 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに計量等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率 8 パーセントとし、本定義書の変更前の電気料金メニュー定義書【ずっとも電気 1 S】（2018 年 7 月 1 日実施）に定める料金表により算定します。	削 除																										
別 表	1. 燃料費調整 (3) 燃料費調整額の計算 ③ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。 ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日とその直前の計量日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間とします。 <table><tr><th>平均燃料価格 計算期間</th><th>燃料費調整単価 適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間</td></tr></table>	平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	変 更 追 加	1. 燃料費調整 (3) 燃料費調整額の計算 ③ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 A」欄に記載のとおりとします。 ただし、電気需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 B」欄に記載のとおりとします。 <table><tr><th>平均燃料価格 計算期間</th><th>燃料費調整単価 適用期間 A</th><th>燃料費調整単価 適用期間 B</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間</td></tr></table>	平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間 A	燃料費調整単価 適用期間 B	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間
平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間																											
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間																											
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間																											
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間																											
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間																											
平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間 A	燃料費調整単価 適用期間 B																										
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間																										
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間																										
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間																										
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間																										

条文番号	変更前（2019年10月1日実施）				変更後（2022年4月1日実施）		
	毎年5月1日から 7月31日までの 期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日まで の期間			毎年5月1日から 7月31日までの 期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日まで の期間	その年の9月の需給開始日 から9月の計量日の前日まで の期間
	毎年6月1日から 8月31日までの 期間	その年の10月の計量日か ら11月の計量日の前日まで の期間			毎年6月1日から 8月31日までの 期間	その年の10月の計量日か ら11月の計量日の前日まで の期間	その年の10月の需給開始 日から10月の計量日の前 日までの期間
	毎年7月1日から 9月30日までの 期間	その年の11月の計量日か ら12月の計量日の前日まで の期間			毎年7月1日から 9月30日までの 期間	その年の11月の計量日か ら12月の計量日の前日まで の期間	その年の11月の需給開始 日から11月の計量日の前 日までの期間
	毎年8月1日から 10月31日までの 期間	その年の12月の計量日か ら翌年の1月の計量日の 前日までの期間			毎年8月1日から 10月31日までの 期間	その年の12月の計量日か ら翌年の1月の計量日の 前日までの期間	その年の12月の需給開始 日から12月の計量日の前 日までの期間
	毎年9月1日から 11月30日までの 期間	翌年の1月の計量日から2 月の計量日の前日までの 期間			毎年9月1日から 11月30日までの 期間	翌年の1月の計量日から2 月の計量日の前日までの 期間	その年の1月の需給開始日 から1月の計量日の前日まで の期間
	毎年10月1日から 12月31日までの 期間	翌年の2月の計量日から3 月の計量日の前日までの 期間			毎年10月1日から 12月31日までの 期間	翌年の2月の計量日から3 月の計量日の前日までの 期間	その年の2月の需給開始日 から2月の計量日の前日まで の期間
	毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	翌年の3月の計量日から4 月の計量日の前日までの 期間			毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	翌年の3月の計量日から4 月の計量日の前日までの 期間	その年の3月の需給開始日 から3月の計量日の前日まで の期間
	毎年12月1日から 翌年の2月28日まで の期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の2月29日まで の期間）	翌年の4月の計量日から5 月の計量日の前日までの 期間			毎年12月1日から 翌年の2月28日まで の期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の2月29日まで の期間）	翌年の4月の計量日から5 月の計量日の前日までの 期間	その年の4月の需給開始日 から4月の計量日の前日まで の期間

電気料金メニュー定義書【ずっと電気 2】新旧対照表

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
1.実施期日	ずっと電気 2 の定義書は、2019 年 10 月 1 日より実施します。	変更	ずっと電気 2 の定義書は、2022 年 4 月 1 日より実施します。
8.適用期間	(1) ずっと電気 2 の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気 2 の適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する 4 月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。 (3) (2)に定める適用期間の満了に先だって、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ずっと電気 2 の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。 (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 ① 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。 ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。	変更 削除 削除	(1) ずっと電気 2 の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気 2 の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款 31 および 32 に定める解約日または終了日までとします。
付則	1. ずっと電気 2 の定義書の実施に伴う切り替え措置 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに計量等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率 8 パーセントとし、本定	削除	

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
	義書の変更前の電気料金メニュー定義書【ずっと電気 2】（2018 年 7 月 1 日実施）に定める料金表により算定します。		
別表	1. 燃料費調整 (3) 燃料費調整額の計算 ③ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。 ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間とします。	変更 	

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）				変更後（2022 年 4 月 1 日実施）		
	期間	での期間		期間	での期間	日までの期間	
	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間	その年の 11 月の計量日か ら 12 月の計量日の前日ま での期間		毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間	その年の 11 月の計量日か ら 12 月の計量日の前日ま での期間	その年の 11 月の需給開始 日から 11 月の計量日の前 日までの期間	
	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 期間	その年の 12 月の計量日か ら翌年の 1 月の計量日の 前日までの期間		毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 期間	その年の 12 月の計量日か ら翌年の 1 月の計量日の 前日までの期間	その年の 12 月の需給開始 日から 12 月の計量日の前 日までの期間	
	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの 期間		毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの 期間	その年の 1 月の需給開始日 から 1 月の計量日の前日ま での期間	
	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの 期間		毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの 期間	その年の 2 月の需給開始日 から 2 月の計量日の前日ま での期間	
	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日ま での期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの 期間		毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日ま での期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの 期間	その年の 3 月の需給開始日 から 3 月の計量日の前日ま での期間	
	毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日ま での期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日ま での期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの 期間		毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日ま での期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日ま での期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの 期間	その年の 4 月の需給開始日 から 4 月の計量日の前日ま での期間	

電気料金メニュー定義書【ずっと電気3】新旧対照表

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
1.実施期日	ずっと電気3の定義書は、2019 年 10 月 1 日より実施します。	変更	ずっと電気3の定義書は、2022 年 4 月 1 日より実施します。
8.適用期間	(1) ずっと電気3の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気3の適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する4月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。 (3) (2)に定める適用期間の満了に先だて、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ずっと電気3の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する4月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。 (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 ① 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。 ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。	変更 削除 削除	(1) ずっと電気3の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。 (2) ずっと電気3の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款 31 および 32 に定める解約日または終了日までとします。
付則	1. ずっと電気3の定義書の実施に伴う切り替え措置 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに計量等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率 8 パーセントとし、本定義書の	削除	

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）																																			
	変更前の電気料金メニュー定義書【ずっと電気 3】（2018 年 7 月 1 日実施）に定める料金表により算定します。																																					
別表	1. 燃料費調整 (3) 燃料費調整額の計算 ③ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。 ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日とその直前の計量日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間とします。 <table><tr><th>平均燃料価格 計算期間</th><th>燃料費調整単価 適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から</td><td>その年の 10 月の計量日か</td></tr></table>	平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間	毎年 6 月 1 日から	その年の 10 月の計量日か	変更 追加	1. 燃料費調整 (3) 燃料費調整額の計算 ③ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 A」欄に記載のとおりとします。 ただし、電気需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 B」欄に記載のとおりとします。 <table><tr><th>平均燃料価格 計算期間</th><th>燃料費調整単価 適用期間 A</th><th>燃料費調整単価 適用期間 B</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間</td><td>その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間</td><td>その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間</td><td>その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間</td><td>その年の 9 月の需給開始日 から 9 月の計量日の前日ま での期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から</td><td>その年の 10 月の計量日か</td><td>その年の 10 月の需給開始</td></tr></table>	平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間 A	燃料費調整単価 適用期間 B	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間	その年の 9 月の需給開始日 から 9 月の計量日の前日ま での期間	毎年 6 月 1 日から	その年の 10 月の計量日か	その年の 10 月の需給開始
	平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間																																					
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間																																					
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間																																					
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間																																					
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間																																					
毎年 6 月 1 日から	その年の 10 月の計量日か																																					
平均燃料価格 計算期間	燃料費調整単価 適用期間 A	燃料費調整単価 適用期間 B																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの 期間	その年の 5 月の需給開始日 から 5 月の計量日の前日ま での期間																																				
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの 期間	その年の 6 月の需給開始日 から 6 月の計量日の前日ま での期間																																				
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの 期間	その年の 7 月の需給開始日 から 7 月の計量日の前日ま での期間																																				
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの 期間	その年の 8 月の需給開始日 から 8 月の計量日の前日ま での期間																																				
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日まで の期間	その年の 9 月の需給開始日 から 9 月の計量日の前日ま での期間																																				
毎年 6 月 1 日から	その年の 10 月の計量日か	その年の 10 月の需給開始																																				

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）			変更後（2022 年 4 月 1 日実施）		
	8 月 31 日までの 期間	ら 11 月の計量日の前日ま での期間		8 月 31 日までの 期間	ら 11 月の計量日の前日ま での期間	日から 10 月の計量日の前 日までの期間
	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間	その年の 11 月の計量日か ら 12 月の計量日の前日ま での期間		毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間	その年の 11 月の計量日か ら 12 月の計量日の前日ま での期間	その年の 11 月の需給開始 日から 11 月の計量日の前 日までの期間
	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 期間	その年の 12 月の計量日か ら翌年の 1 月の計量日の 前日までの期間		毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 期間	その年の 12 月の計量日か ら翌年の 1 月の計量日の 前日までの期間	その年の 12 月の需給開始 日から 12 月の計量日の前 日までの期間
	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの 期間		毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの 期間	その年の 1 月の需給開始日 から 1 月の計量日の前日ま での期間
	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの 期間		毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの 期間	その年の 2 月の需給開始日 から 2 月の計量日の前日ま での期間
	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日ま での期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの 期間		毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日ま での期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの 期間	その年の 3 月の需給開始日 から 3 月の計量日の前日ま での期間
	毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日ま での期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日ま での期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの 期間		毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日ま での期間（翌年が 閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日ま での期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの 期間	その年の 4 月の需給開始日 から 4 月の計量日の前日ま での期間

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定額 A）】新旧対照表

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
序文	付帯メニュー定義書【 電気とのセット割 （定額 A）】（以下「ガス・電気セット割（定額 A）の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書（ずっと電気 1、ずっと電気 2、ずっと電気 3）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。 ガス・電気セット割（定額 A）の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割（定額 A）」といいます。）は、合算メニューの対象となります。	変更	付帯メニュー定義書【 ガス・電気セット割 （定額 A）】（以下「ガス・電気セット割（定額 A）の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書（ずっと電気 1、ずっと電気 2、ずっと電気 3）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。 ガス・電気セット割（定額 A）の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割（定額 A）」といいます。）は、合算メニューの対象となります。
1.実施期日	ガス・電気セット割（定額 A）の定義書は、 2019 年 10 月 1 日 より実施します。	変更	ガス・電気セット割（定額 A）の定義書は、 2022 年 4 月 1 日 より実施します。
6.適用期間	(1)ガス・電気セット割（定額 A）の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割（定額 A）が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。 (2)ガス・電気セット割（定額 A）の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気セット割（定額 A）が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、 当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。	変更	(1)ガス・電気セット割（定額 A）の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割（定額 A）が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。 (2)ガス・電気セット割（定額 A）の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気セット割（定額 A）が付帯する電気料金メニューの適用期間が 終了する日までとします。
付則	1 ガス・電気セット割（定額 A）の定義書の実施に伴う切り替え措置 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに計量等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率 8 パーセントとし、本定義書の変更前の付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定額 A）】（2018 年 7 月 1 日実施）に定める料金表により算定します。	削除	

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定率 A）】新旧対照表

条文番号	変更前（2018 年 7 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
序文	付帯メニュー定義書【電気とのセット割（定率 A）】（以下「電気とのセット割（定率 A）」の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書（ずっと電気 1 S）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。 ガス・電気セット割（定率 A）の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割（定率 A）」）といいます。）は、合算メニューの対象となります。	変更	付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定率 A）】（以下「ガス・電気セット割（定率 A）」の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書（ずっと電気 1 S）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。 ガス・電気セット割（定率 A）の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割（定率 A）」）といいます。）は、合算メニューの対象となります。
1.実施期日	ガス・電気セット割（定率 A）の定義書は、2018 年 7 月 1 日より適用します。	変更	ガス・電気セット割（定率 A）の定義書は 2022 年 4 月 1 日より適用します。
2.定義	電気需給約款および各電気料金メニュー定義書（ずっと電気 1 S）に定義される言葉は、ガス・電気セット割（定率 A）の定義書においても同様の意味で使用します。	削除	電気需給約款および電気料金メニュー定義書（ずっと電気 1 S）に定義される言葉は、ガス・電気セット割（定率 A）の定義書においても同様の意味で使用します。
4.割引内容	当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの毎月の基本料金および電力量料金の合計から、その合計に 0.005 を乗じた額を割引します。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。	追加	当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの毎月の基本料金および電力量料金の合計（付帯メニューの適用がある場合は、この「ガス・電気セット割（定率 A）」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額）から、その合計に 0.005 を乗じた額を割引します。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。
5.適用期間	(1)ガス・電気セット割（定率 A）の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割（定率 A）が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。 (2)ガス・電気セット割（定率 A）の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気セット割（定率 A）が付帯する電気料金メニューの適用期		(1)ガス・電気セット割（定率 A）の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割（定率 A）が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。 (2)ガス・電気セット割（定率 A）の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気セット割（定率 A）が付帯する電気料金メニューの適用

条文番号	変更前（2018 年 7 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
	間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。	変更	期間が終了する日までとします。
7.ガス・電気セット割（定率 A）の定義書の変更および廃止	(1)当社は、電気とのセット割（定率 A）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。 (2)当社は、ガス・電気セット割（定率 A）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。 (3)ガス・電気セット割（定率 A）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。	変更	(1)当社は、ガス・電気セット割（定率 A）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。 (2)当社は、ガス・電気セット割（定率 A）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。 (3)ガス・電気セット割（定率 A）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】 新旧対照表

条文番号	変更前（2019 年 10 月 1 日実施）		変更後（2022 年 4 月 1 日実施）
1.実施期日	本定義書は、2019 年 10 月 1 日より実施します。	変更	本定義書は 2022 年 4 月 1 日より実施します。
8.適用期間	ガス・電気セット割の適用期間は、4.(2)に定める適用開始日から電気需給契約の適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気需給契約の適用期間と同じとします。	変更	ガス・電気セット割の適用期間は、4.(2)に定める適用開始日から電気需給契約の適用期間が終了する日までとします。
付則	1 2019 年 9 月 30 日までに当社との間で電気の契約を締結し、かつ、その供給が 2019 年 10 月 1 日以降となるお客さまへの取扱いについて 2019 年 10 月 1 日までに当社との間で電気の契約を締結し、かつ、その需給開始が 2019 年 10 月 1 日以降となるお客さまについては、この付帯メニューは電気の需給開始日が属する月のガスの定例検針日の翌日から適用となります。	削除	
	2 2019 年 9 月 30 日までに当社との間で電気の契約を締結し、かつ、その供給を受けているお客さまへの取扱いについて 付帯メニューの実施の以前に、3（適用条件）に記載された適用条件を満たしているお客さまは、2019 年 11 月のガスの定例検針にて発生したガス料金より自動的に適用となります。ただし、この付帯メニューの適用をご希望されないお客さまはお申し出により適用いたしません。	削除	
	3 ガス・電気セット割の定義書の実施に伴う切り替え措置 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに計算等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率 8 パーセントとし、本定義書の変更前の付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】（2019 年 7 月 1 日実施）に定める約款の料金表により割引します。	削除	